

2022 年 4 月。成年年齢は、18 歳になる。

民法改正により、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられます。

●現在、未成年の人は生年月日によって新成人となる日が次のようになります。

生年月日	成年となる日	成年年齢
2002 年 4 月 1 日以前生まれ	20 歳の誕生日	20 歳
2002 年 4 月 2 日～ 2003 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	19 歳
2003 年 4 月 2 日～ 2004 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	18 歳
2004 年 4 月 2 日以降生まれ	18 歳の誕生日	18 歳

▶ 成年に達すると何が変わる？ ◀

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年になると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

大人（18 歳）になるとできること

- 親の同意がなくても契約できる（携帯電話の契約、一人暮らしの部屋を借りる、ローンを組む、クレジットカードをつくる）
- 10 年友好のパスポートを取得できる
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家試験取得
- 結婚（女性の結婚可能年齢が 16 歳から 18 歳に引き上げられ、男女ともに 18 歳になります）
- 性同一障害の人が、性別の取扱いの変更審判を受けられる



20 歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇などの投票券の購入
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得



成年年齢引下げについて
(政府広報オンライン)



「18 歳から大人」
特設ページ
(消費者庁)



成年年齢引下げ
特設ウェブサイト
(法務省)

トラブルに気を付けて！

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、簡単に取り消すことはできなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があるため注意が必要です。

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合は、消費者ホットライン

「188！（いやや）」へご相談ください。